

# 平成29年度 第1回 熊谷市地域公共交通会議 次第

平成29年6月19日(月)

午後 1時30分～

熊谷市役所6階 603会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 自己紹介

## 4 議 題

- (1) 副会長、監事の選任について
- (2) 平成28年度事業報告について 資料1
- (3) 平成28年度歳入歳出決算 資料2
- (4) 平成29年度事業計画(案)について 資料3
- (5) 平成29年度歳入歳出予算(案) 資料4
- (6) 生活交通確保維持改善計画(案)の策定について 資料5
- (7) ゆうゆうバス路線の見直しにかかる方向性(案)について 資料6
- (8) ゆうゆうバス工事にかかるルート変更の報告について 資料7

## 5 その他

## 6 閉 会



熊谷市地域公共交通会議 名簿(案)

平成29年6月現在

	役職	所属		氏名	選出基準	備考
1	会長	熊谷市	副市長	嶋野 正史	副市長	
2	委員	朝日自動車株式会社	常務取締役	高橋 直樹	一般乗合旅客自動車運送事業者	代理 運輸部長 小熊 和久
3	委員	国際十王交通株式会社	部長	神原 正夫	一般乗合旅客自動車運送事業者	
4	委員	株式会社協同バス	代表取締役社長	鈴木 貴大	一般乗合旅客自動車運送事業者	
5	委員	北斗交通株式会社	代表取締役	山崎 博	一般乗合旅客自動車運送事業者	
6	委員	熊谷地区構内営業タクシー協議会	副会長	柿沼 伸幸	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	
7	委員	一般社団法人 埼玉県バス協会	専務理事	鶴岡 洋	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	
8	委員	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会	専務理事	高原 昭	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	欠席
9	委員	連合埼玉 熊谷・深谷・寄居地域協議会	事務局長	新井 晃一	一般旅客自動車運送事業者の専業用自動車の運転者が組織する団体	
10	監事	熊谷地域	代表	松田 眞市	住民の代表	
11	委員	大里地域	代表	飯島 要	住民の代表 元大里自治会連合会会長	新委員
12	委員	妻沼地域	代表	小林 芳雄	住民の代表	
13	委員	江南地域	代表	橋本 弘	住民の代表 江南自治会連合会会長	新委員
14	副会長	熊谷商工会議所	副会頭	大久保 和政	住民の代表	
15	委員	くまがや市商工会(熊谷市観光協会妻沼支部)	理事	嶋原 壽子	住民の代表	
16	監事	社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会	参事兼熊谷支所長	木村 和行	住民の代表	新委員
17	委員	くまがや共同参画を進める会	理事	栗原 和江	住民の代表	新委員
18	委員	関東運輸局埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官	飯塚 孝廣	運輸局長運輸支局長又はその指名する者	新委員
19	委員	関東地方整備局大宮国道事務所	副所長	相沢 興	道路管理者(国道)	
20	委員	熊谷警察署	交通課長	小林 勝則	熊谷警察署長又はその指名する者	新委員 代理 規制係長 田村 泰行
21	委員	埼玉県企画財政部交通政策課	主幹	能勢 一幸	県企画財政部交通政策課長又はその指名する者	
22	委員	埼玉県熊谷県土整備事務所	管理担当課長	真下 修二	道路管理者(県道)	新委員
23	委員	熊谷市建設部管理課	課長	秋山 政美	道路管理者(市道)	
24	委員	早稲田大学環境・エネルギー研究科	助手	楊 イ翔	学識経験者	欠席
25	委員	公益財団法人 本庄早稲田国際リサーチパーク	専務理事	荒川 正夫	学識経験者	欠席
26	委員	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	企画室長	馬場 敏宏	その他の交通会議が必要と認める者	
27	委員	秩父鉄道株式会社	取締役常務執行役員	赤岩 一男	その他の交通会議が必要と認める者	
28	委員	熊谷市	総合政策部長	長谷川 泉	その他の交通会議が必要と認める者	
29	委員	行田市	総合政策部長	樋口 悟史	その他の交通会議が必要と認める者	新委員
30	委員	吉見町	政策財政課長	藤倉 聡	その他の交通会議が必要と認める者	
		その他の交通会議が必要と認める者				

※ 出席委員 27名

## 平成 28 年度事業報告

- 1 秩父鉄道新駅「ソシオ流通センター駅」整備補助事業  
平成 29 年 4 月に開業した、秩父鉄道「ソシオ流通センター駅」の整備を行った。
  
- 2 ゆうゆうバスの運行ルートの見直し  
小委員会を設置し、ゆうゆうバスの運行ルートの見直しを行った。  
(平成 29 年 4 月 1 日改正)
  
- 3 熊谷市地域公共交通会議等の開催  
(交通会議)
  - ・第 19 回 (平成 28 年 5 月 11 日)  
平成 27 年事業報告及び歳入歳出決算  
平成 28 年事業計画及び歳入歳出予算  
秩父鉄道新駅設置に係る要綱の改正  
ゆうゆうバスの運行ルートの見直しに係る小委員会の設置  
について、審議、承認した。
  - ・第 20 回 (平成 29 年 1 月 26 日)  
ゆうゆうバスの運行ルートの見直し  
ほたる号の事業評価  
について、審議、承認した。(小委員会)
  - ・第 9 回 (平成 28 年 9 月 29 日)
  - ・第 10 回 (平成 28 年 11 月 22 日)  
ゆうゆうバスの運行ルートの見直しについて検討を行った。

平成 29 年 6 月 19 日提出

熊谷市地域公共交通会議  
会 長 嶋 野 正 史

## 平成 28 年度 歳入歳出決算

## 1 歳入の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額	収入済額	比較	備 考
1 負担金	148,355,000	142,446,848	△5,908,152	熊谷市・行田市
2 補助金	60,000,000	63,499,312	3,499,312	国庫補助金
3 繰越金	843	843	0	
4 諸収入	157	385	228	
合 計	208,356,000	205,947,388	△2,408,612	

## 2 歳出の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額	支出済額	比較	備 考
1 事務費	217,000	194,712	22,288	会議費
2 事業費	208,138,000	205,752,528	2,385,472	新駅整備事業費
3 予備費	1,000	0	1,000	
合 計	208,356,000	205,947,240	2,408,760	

収入済額	205,947,388円
支出済額	205,947,240円
差引残額	148円 (次年度へ繰越)

平成 29 年 6 月 19 日提出


熊谷市地域公共交通会議  
会 長 嶋 野 正 史

# 会計監査報告


平成28年度熊谷市地域公共交通会議の歳入歳出決算について、関係書類の審査を実施したところ、計数的に正確であり内容も適正であることを認めます。

熊谷市地域公共交通会議  
会長 嶋野 正史 様

平成29年 5月27日

監事 松田真市 

平成29年 5月19日

監事 不村和行 

## 平成29年度事業計画（案）

- 1 形成計画に定めた事業の実施
  - ・ゆうゆうバスの再編
  
- 2 熊谷市地域公共交通会議等の開催
  - ・交通会議
  
  - ・小委員会
  
- 3 その他目的達成のための事業

平成29年6月19日提出

熊谷市地域公共交通会議  
会長 嶋野正史

## 平成29年度 歳入歳出予算 (案)

## 1 歳入の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備 考
1 負担金	0	148,355,000	△148,355,000	
2 補助金	0	60,000,000	△60,000,000	
3 繰越金	148	843	△695	
4 諸収入	52	157	△105	
合 計	200	208,356,000	△208,355,800	

## 2 歳出の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備 考
1 事務費	0	217,000	△217,000	
2 事業費	0	208,138,000	△208,138,000	
3 予備費	200	1,000	△800	
合 計	200	208,356,000	△208,355,800	

歳入総額 200円

歳出総額 200円

歳入歳出差引額 0円



## 平成 29 年度 生活交通確保維持改善計画

(フィーダー系統ネットワーク計画) (案) の策定について

「生活交通確保維持改善計画 (フィーダー系統ネットワーク計画)」は、国の補助金の交付を受けるにあたり、その目標数値を設定するものです。

対象となる事業は、ゆうゆうバス「ほたる号」となります。

「ほたる号」は、国の定める交通不便地域【公共交通利用圏域（鉄道駅より半径1km 以内、又はバス停より半径300m以内）以外の部分】の認定を受けており、毎年運行費用の一部について国の補助金「陸上交通に係る地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）補助金」を受けております。

昨年に引き続き、「生活交通確保維持改善計画 (フィーダー系統ネットワーク計画)」につきまして、交通会議で協議をお願いするものです。また、次回交通会議（平成 30 年 1 月予定）において、「事後評価」の協議もお願いします。

(変更部分) 傍線あり。

- ① ページ：公共交通に満足している江南地区住民の割合  
→平成 31 年 2 月頃の目標値、平成 29 年 2 月の実績値を追加。
- ② ページ：ゆうゆうバス江南地区路線の利用者数の目標  
→平成 31 年度の目標、平成 28 年度実績を追加
- ③ ページ：協議会の開催状況と主な議論  
→平成 29 年 1 月 26 日の交通会議の内容を追加。

※ 現在、国土交通省から、要綱改正により

「目標を達成するために行う事業及び実施主体」が追加される予定とのこと。

→その場合、

「ルート変更、時刻の見直しを交通会議により行う。」

旨、追加する。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関相互の連携・共存を図り、利便性と採算性のバランスが取れた公共交通網の充実を目指すため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）」に基づき「熊谷市地域公共交通総合連携計画」を平成23年3月に策定した。

本計画では、江南地区北部エリアにおいては路線バスの廃止による公共交通不便地域が存在している現状や、市民へのアンケート結果、江南自治会連合会から同エリアに公共交通導入を望む声を反映し、本市の課題の一つとして「江南地区での市民の足（移動）の確保」を挙げており、「江南地区・新ゆうゆうバス※運行計画」を盛り込んだ。

このため、市では、地域の実情に即した運行を検討するため江南自治会連合会と懇談会を開催し、交通事業者・国・県等の行政関係者からなる地域公共交通会議の協議を踏まえて、江南地区住民の移動の確保を目的とした「熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画」を策定した。

また、平成28年3月に策定された「熊谷市地域公共交通網形成計画」では、本路線を含むゆうゆうバスは、支線交通システムとして、鉄道、路線バスを補完するものとして位置づけられている。

平成23年10月運行開始後、年々利用者数も増加し、平成25年度以降は、一日平均90人以上の利用者がいることから、事業の継続が必要である。

※ゆうゆうバス…市の補助によって市内を循環するバス。既存4系統に加え、平成23年10月、新たに「江南地区路線」「熊谷駅周辺路線」の2系統の運行を開始した。また、平成23年10月からは熊谷市ゆうゆうバス全体の利便性の向上、更なる利用促進を図るため、既存の運賃体系に加えて、新たに1日乗車券を導入。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【効果】

公共交通（ゆうゆうバス、民間路線バス）に満足している江南地区住民の割合の向上を目標とする。

満足度

平成30年2月頃の調査 58%

平成31年2月頃の調査 58%

(参考) 今までの目標と結果

平成22年11月の調査	目標：設定無し	実績：11.2%
平成24年2月の調査	目標：30%	実績：26.4%
平成25年2月の調査	目標：50%	実績：32.8%
平成26年2月の調査	目標：50%	実績：33.9%
平成27年2月の調査	目標：55%	実績：31.3%
平成28年2月の調査	目標：58%	実績：34.5%
平成29年2月の調査	目標：58%	実績：35.2%

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

江南地区路線・国際十王交通(株)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

補助対象事業費 18,743千円、補助金額3,426千円

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

国際十王交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別に図示。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

本市の公共交通機関相互の連携・共存を図り、利便性と採算性のバランスが取れた公共交通網の充実を目指すため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）」に基づき「熊谷市地域公共交通総合連携計画」を平成23年3月に策定した。

本計画では、江南地区北部エリアにおいては路線バスの廃止による公共交通不便地域が存在している現状や、市民へのアンケート結果、江南自治会連合会から同エリアに公共交通導入を望む声を反映し、本市の課題の一つとして「江南地区での市民の足（移動）の確保」を挙げており、「江南地区・新ゆうゆうバス※運行計画」を盛り込んでいる。

本市公共交通のバリアフリー化の推進のため、また利用者に優しいゆうゆうバスとして更なる利用促進を図るため、江南地区路線にノンステップ車両を導入した。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

ゆうゆうバス江南地区路線の利用者数の増加を目標とする。

【目標】 ゆうゆうバス江南地区路線年間利用者数

平成27年度	30,000人	(H26.10月～H27.9月)	: 1往復当り	13.8人
平成28年度	30,000人	(H27.10月～H28.9月)	: 1往復当り	13.8人
平成29年度	30,000人	(H28.10月～H29.9月)	: 1往復当り	13.8人
平成30年度	35,000人	(H29.10月～H30.9月)	: 1往復当り	16.1人
平成31年度	35,000人	(H30.10月～H31.9月)	: 1往復当り	16.1人

【効果】

ノンステップ車両を1台取得することにより、ゆうゆうバス車両のノンステップ化率が、28.6%（H23.10月1日）から42.9%（H23.12月）に増加した。車椅子利用者や高齢者にとって移動しやすい交通手段となる。

平成27年度実績：35,012人、平成28年度実績：33,799人、

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当なし。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし。

#### 14. 協議会の開催状況と主な議論

##### (1) 平成 24 年 2 月 23 日 熊谷市地域公共交通会議

###### ○地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について (意見)

- ・目標達成率が9割を超えているので安心した。
- ・利便性向上のため対象路線の運行時間を延長して欲しい。  
⇒運行開始したばかりであり、今後の利用状況をみたい。

###### ○ゆうゆうバスの利用促進策について

(調った協議内容) 市役所前の停留所位置を敷地内へ移動することについて

⇒早急に対応していきたい。

(意見)

- ・直実号などゆうゆうバスの利用促進が急務である。  
⇒実施していきたい。

##### (2) 平成 24 年 6 月 26 日 熊谷市地域公共交通会議

###### ○地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について (意見)

- ・目標値は毎年増加するような値に設定するべき。  
⇒設定します。

###### ○ゆうゆうバスの利用促進策について

市の案については実施することとした。

そのほかの利用促進策について意見交換をした。次のとおり。

(意見)

- ・運転手ヒアリングや利用者アンケートを実施し、ルートや運行時刻の見直しなどにより利用促進に繋げて欲しい。
- ・携帯電話でのバス位置情報システムの導入
- ・節電対策のクールスポットとしてバスの利用促進(クールシェア)
- ・国宝聖天様やイベントとの連携
- ・停留所をJ A支店やお店に置くことで、待合空間の確保
- ・保育所の利用者(園児の送迎など)に使っていただけるような対策。

⇒事務局では上記の意見について、今後検討していくこととした。

##### (3) 平成 25 年 1 月 15 日 熊谷市地域公共交通会議

###### ○直実号、ひまわり号の見直しについて

直実号の時刻表の全部改正及びひまわり号の停留所1ヵ所の廃止に伴う時刻表の及び運行ルートの一部改正について

⇒提案のとおり了承される。

###### ○ゆうゆうバスについてのアンケート実施について

無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人に実施し、ゆうゆうバスの車内でも聞き取りにより実施する。

⇒指摘箇所を修正し、アンケートを実施することに決定した。

###### ○ゆうゆうバスの利用促進策について

昨年度も実施し好評であったため、今年度も実施することとした。

(意見)

・1路線(直実号)だけでなく、全ての路線で利用促進対策をすべきである。

・位置情報システムの導入を検討してもらいたい。

(4) 平成25年7月25日 熊谷市地域公共交通会議

○妻沼地域の路線の一部変更について

グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更

⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。

○熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について

グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線の一部と時刻の一部変更

⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。

○ほたる号の停留所の新設

市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設

⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。

○ゆうゆうバスの利用促進策について

更なる利用促進のため、回数券を発行する。

⇒提案のとおり了承される。

(5) 平成26年1月14日 熊谷市地域公共交通会議

○妻沼地域の路線の一部変更について

グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更

⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。

○熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について

グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線の一部と時刻の一部変更

⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。

○ほたる号の停留所の新設

市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設

⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。

○生活交通ネットワーク計画について

今後の計画内容について

⇒提案のとおり了承される。

(6) 平成26年7月4日 熊谷市地域公共交通会議

○ゆうゆうバス(さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号)の運行ルートの一部変更について

⇒提案のとおり了承される。

○バスロケーションシステムの社会実験について

さくら号及びひまわり号で実施

⇒提案のとおり了承される。

○ゆうゆうバスの利用促進策について

⇒熊谷市誕生10周年を記念したキャンペーンの実施

⇒ゆうゆうバスを利用したモデルコースの提案

(7) 平成27年1月26日 熊谷市地域公共交通会議(書面により開催)

○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について

⇒提案のとおり了承される。

(8) 平成 27 年 5 月 20 日 熊谷市地域公共交通会議

○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について

○ゆうゆうバス事業者の選定について

ひまわり号のバスの老朽化により実施

⇒提案のとおり了承される。

(9) 平成 27 年 11 月 25 日 熊谷市地域公共交通会議

○熊谷市地域公共交通網形成計画について

⇒現状分析及び課題の整理

(10) 平成 28 年 3 月 22 日 熊谷市地域公共交通会議

○新委員の選出について

⇒提案のとおり了承される。

○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について

⇒提案のとおり了承される。

(11) 平成 28 年 5 月 11 日 熊谷市地域公共交通会議

○平成 27 年度事業報告及び歳入歳出決算について

○平成 28 年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について

○秩父鉄道新駅設置に係る要綱の改正等について

○小委員会の設置について

⇒提案のとおり了承される。

(12) 平成 29 年 1 月 26 日 熊谷市地域公共交通会議

○ゆうゆうバスの運行ルートの見直しについて

○ほたる号の事業評価について

⇒提案のとおり了承される。

#### 15. 利用者等の意見の反映状況

※意見を募集した方法

《地域公共交通会議の開催》

ゆうゆうバスの他市町村への停留所の設置について

⇒距離が長くなり、現在と同じ運行本数を確保することが難しい。

16. 協議会メンバーの構成

- 関係都道府県（埼玉県交通政策課）
- 関係市区町村（熊谷市、行田市、吉見町）
- 交通事業者・交通施設管理者等  
（朝日自動車(株)、国際十王交通(株)、(株)協同バス、北斗交通(株)、大宮国道事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、市管理課）
- 地方運輸局（埼玉運輸支局）
- その他協議会が必要と認める者  
（市地域審議会会長4名、熊谷商工会議所の代表者、市社会福祉協議会の代表者、男女共同参画を考える会の代表者、早稲田大学教授、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道株式会社 等）

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。





資料 6

ゆうゆうバス路線の見直しにかかる方向性（案）について

1. ゆうゆうバスと他のコミュニティバスとの比較

コミュニティバス 利用分析 ((株)協同バス作成資料より)

		所要時間	便間	1時間当たりの乗車人数
県南	上尾市・平均	1時間2分	1時間14分	12.8 人
	上尾市・最高路線	50分	55分	30.1 人
	桶川市・平均	1時間6分	1時間26分	21.3 人
	桶川市・最高路線	37分	1時間	35.7 人
	久喜市・平均	37分	1時間30分	17.0 人
県北	熊谷市・平均※	1時間56分	1時間50分	6.2 人
	熊谷市・ひまわり号	48分	35分	10.9 人
	行田市・平均	57分	1時間10分	7.2 人
	深谷市・平均	44分	57分	7.4 人
	上里町・平均	1時間27分	2時間14分	1.1 人

※ひまわり号除く。

所要時間、便間を短くすることにより1時間当たりの乗車人数の増が見込める。

地域公共交通網形成計画では、

速達性向上や効率化、循環型→往復型 等が検討されている。



上記を実現するような案を作成し、交通会議及び小委員会で検討する。

## 2. デマンド交通の検討

### ① 運行方式

専用車両かタクシー利用か

### ② 経費（専用車両とした場合）

ゆうゆうバス経費：1億 800万円/7台、1,550万円/1台

デマンド交通経費（ゆうゆうバス経費と同等の規模とした場合）

$900万円 \times 12台 + 500万円（オペレーター費用） =$

1億1,300万円/12台、940万円/1台

### ③ 輸送量

ゆうゆうバス（平成28年度実績）： 210,000人/年

デマンド交通：12人×12台×365日≒ 53,000人/年

→ゆうゆうバスと同数の輸送を行うと仮定すると

$1億1,300万円 \times (210,000人 \div 53,000人)$

≒4億5,000万円

### ④ 料金

ゆうゆうバス：100円/回、1,800万円/年

デマンド交通：一人あたりのコストが高いため応分の負担が必要。

・ゆうゆうバスよりデマンド交通のほうが1人当たりのコストが高い。

・ただし、交通不便地域にもきめ細かく対応できる。

・他市の例を見ながら、

運行エリア、運行形態、車両、運賃等について案を作成、

交通会議に諮る。

熊公交発第 5 号

平成29年4月25日

熊谷市地域公共交通会議委員 各位

熊谷市地域公共交通会議

会長 鳴野正史

## 下水道工事にかかるゆうゆうバスのルート変更について（照会）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通り、長期間にわたりルート変更が必要となりました。つきましては、委員各位のご意見を賜りたく、別紙1の「ゆうゆうバスのルート変更について（回答）」によりご回答くださいますようお願い申し上げます。

## 記

1. 工事内容：下水道工事（雨水・汚水）、ガス管移設
2. 交通規制：車両通行止め（昼間）
3. 交通規制期間：平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
4. 工事場所及びルート変更案：別紙2のとおり
5. 締切：5月11日（木）
6. 書面による照会とする理由：

工事期間が迫っており、地域公共交通会議を開催する時間がないため。

なお、本件については、6月19日（月）開催の地域公共交通会議の報告事項といたします。

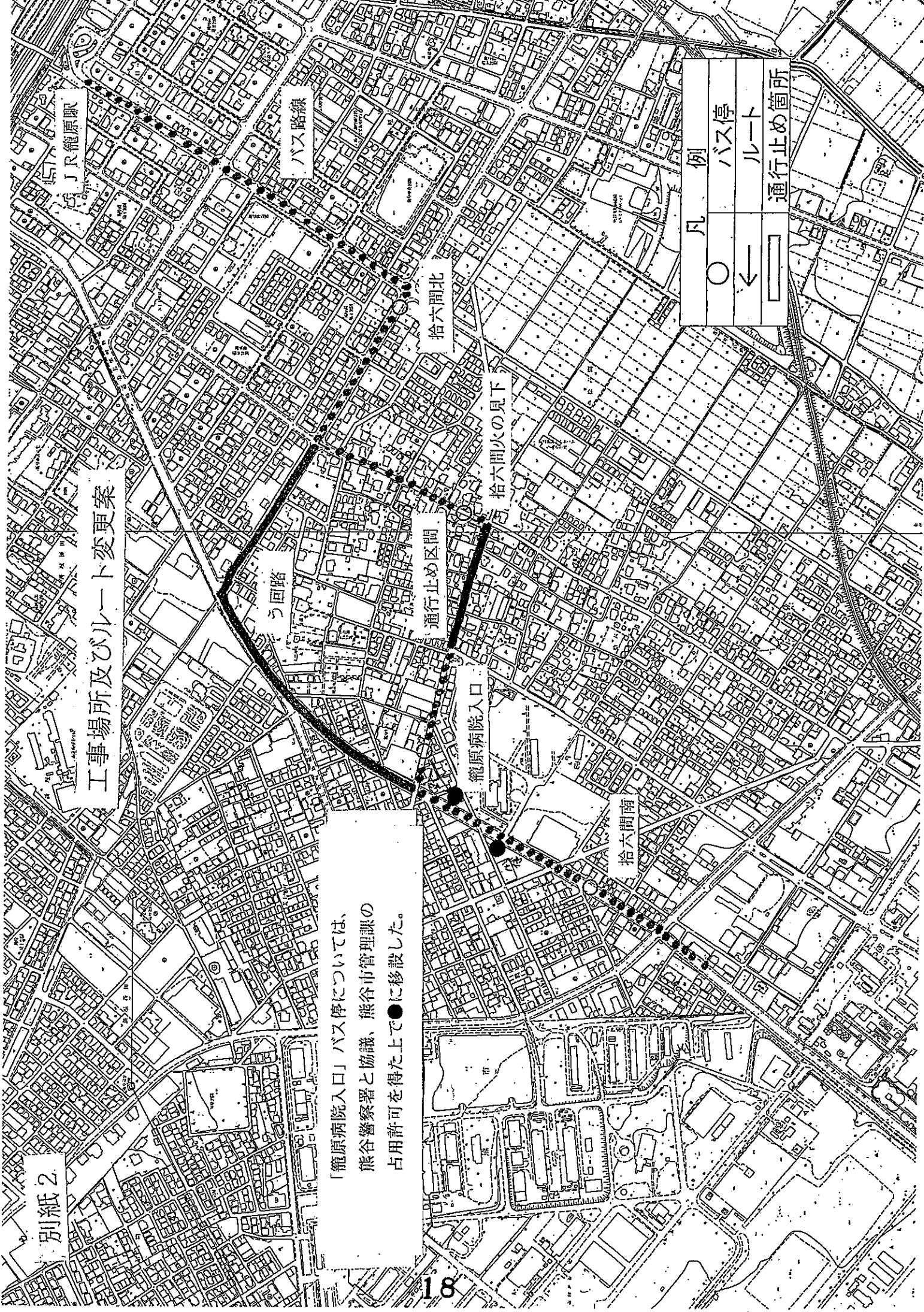
担当：熊谷市総合政策部企画課

TEL:048-524-1111（内線215）

FAX:048-525-9222

メール：kikaku@city.kumagaya.lg.jp

工事場所及びルート変更案



凡 例	○
バス停	←
ルート	—
通行止め箇所	—

「籠原病院入口」バス停については、熊谷警察署と協議、熊谷市管理課の占用許可を得た上で●に移設した。

## 熊谷市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和26年法律第183号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の実施等、交通政策を推進するため設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1に置く。

### (業務)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (2) 形成計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 交通会議の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 熊谷市副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民の代表
- (6) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 熊谷警察署長又はその指名する者
- (8) 埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 鉄道事業者
- (11) その他交通会議が必要と認める者

### (役員の数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監 事 2人

- 2 会長は、熊谷市副市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は交通会議を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
- 3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(委員任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(小委員会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、熊谷市総合政策部企画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(財産の移管)

第15条 交通会議は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業(以下「補助事業」という。)により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。
- 3 この要綱は、平成22年2月2日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年5月20日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年5月11日から施行する。